

危 総 第 2 5 号
平成30年3月28日

関係市町村長等 殿
(消防局、消防本部扱い)

危険物保安技術協会
理事長 室 田 哲 男
(公 印 省 略)

業務方法書（審査受託料）の一部改正について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務につきまして、格別の御指導、御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、危険物保安技術協会業務方法書第6条に規定する審査受託料の額を別紙のとおり改正することについて、平成30年3月28日に総務大臣より認可されましたのでお知らせいたします。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第10号）が平成30年4月1日から施行されること等を踏まえ審査受託料の額を改正するものです。

貴職におかれましては、改正の内容に御理解を賜り、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

末筆ではございますが、時節柄御自愛のほどお祈り申し上げます。

危険物保安技術協会業務方法書の一部を改正する業務方法書

危険物保安技術協会業務方法書の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

附 則

- 1 この業務方法書は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この業務方法書の実施前に審査依頼を受け付けた場合の審査受託料の額については、なお従前の例による。

別表 審査受託料の額

第1 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

（平成30年4月1日）

審査受託料 容量		審査受託料の額							
		1千キロリットル以上 5千キロリットル未満	5千キロリットル以上 1万キロリットル未満	1万キロリットル以上 5万キロリットル未満	5万キロリットル以上 10万キロリットル未満	10万キロリットル以上 20万キロリットル未満	20万キロリットル以上 30万キロリットル未満	30万キロリットル以上 40万キロリットル未満	40万キロリットル以上
(1) 設置の許可申請に係る審査	特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所を除く。）に係る審査	792,000円	963,000円	1,080,000円	1,368,000円	1,602,000円	3,663,000円	4,806,000円	5,841,000円
	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る審査	1,062,000円	1,269,000円	1,422,000円	1,746,000円	2,034,000円	4,095,000円	5,238,000円	6,363,000円
(2) 完成検査前検査申請に係る審査	基礎及び地盤に係る審査	378,000円	504,000円	657,000円	864,000円	981,000円	1,494,000円	1,710,000円	1,908,000円
	溶接部に係る審査	477,000円	612,000円	927,000円	1,269,000円	1,602,000円	3,087,000円	3,771,000円	4,320,000円
(3) 定期保安検査申請に係る審査	底部の板の厚さ及び溶接部に係る審査	—	—	712,500円	969,000円	1,235,000円	2,992,500円	3,676,500円	4,237,000円
	溶接部に係る審査	—	—	675,000円	918,000円	1,170,000円	2,835,000円	3,483,000円	4,014,000円
	底部の板の厚さに係る審査	—	—	300,000円	408,000円	520,000円	1,260,000円	1,548,000円	1,784,000円
(4) 臨時保安検査申請に係る審査	底部の板の厚さ及び溶接部に係る審査	304,000円	437,000円	712,500円	969,000円	1,235,000円	2,992,500円	3,676,500円	4,237,000円
	溶接部に係る審査	288,000円	414,000円	675,000円	918,000円	1,170,000円	2,835,000円	3,483,000円	4,014,000円
	底部の板の厚さに係る審査	128,000円	184,000円	300,000円	408,000円	520,000円	1,260,000円	1,548,000円	1,784,000円

「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」とは、浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所をいう。

「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」とは、浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所をいう。

第2 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

審査の区分	審査受託料の額			
	容量	40万キロリットル未満	40万キロリットル以上 50万キロリットル未満	50万キロリットル以上
(1) 設置の許可申請に係る審査		5,337,000円	6,723,000円	9,810,000円
(2) 完成検査前検査申請に係る審査		8,388,000円	11,340,000円	15,570,000円
(3) 定期保安検査申請に係る審査及び 臨時保安検査申請に係る審査		2,421,000円	2,907,000円	4,347,000円

（備考） 1 審査受託料の額には、消費税及び地方消費税を含む。

2 第1及び第2の容量の表示は、屋外タンク貯蔵所の危険物の貯蔵最大数量をいう。

3 変更の許可申請に係る設置の審査受託料は、第1の(1)の項、第2の(1)の項及び第3の区分に従い、それぞれ当該受託料の額の2分の1の額とする。

4 変更の許可申請に係る完成検査前検査の審査受託料は、第1の(2)の項及び第2の(2)の項の区分に従い、それぞれ当該受託料の額の2分の1の額とする。

第3 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）

審査の区分	審査受託料の額
設置の許可申請に係る審査	513,000円